

平成 2 年 8 月 1 日
警察本部訓令第14号
警 察 本 部 長

埼玉県警察の緊急配備等に関する訓令

本訓令は、緊急配備等の実施について必要な事項を定め、効率的運用を図ることを目的として、

- 緊急配備等の対象事件、種別
- 警察署長、通信指令課長の措置
- 配備員の遵守事項
- 配備計画の策定及び訓練の実施

等について定めている。